

## 追加給付金支給請求書の記入上の注意

### 【既に支給された給付金・追加給付金の合計額】

既に受給した給付金の額を○で囲んでください。

ただし、既に追加給付金も受給している場合は、既に受給した給付金と追加給付金の合計額を○で囲んでください。

(例えば、既に、無症候性キャリアとして給付金1200万円、次いで、慢性C型肝炎を罹患して追加給付金800万円(2000万円－1200万円)を受け取った方は、「2千万円」を○で囲んでください。)

### 【請求する追加給付金】

新たな区分による給付金額から、既に受給した給付金額(既に給付金と追加給付金を受給している場合は給付金額と追加給付金額の合計額)を差し引いた金額を○で囲んでください。

(例)慢性C型肝炎に罹患し、既に2000万円の給付金を受け取ったが、症状が進行し、肝がんとなった場合

$$\begin{array}{rcccl} \text{(肝がんの場合の給付金額)} & & \left[ \begin{array}{l} \text{既に給付を受けた金額} \\ \text{(慢性肝炎の場合)} \end{array} \right] & & \text{(追加給付金額)} \\ 4000\text{万円} & - & 2000\text{万円} & = & 2000\text{万円} \end{array}$$

### 【請求者が未成年のとき】

「請求者(感染者本人の場合)に関する事項」及び「親権者等に関する事項」のいずれも記入してください。

### 【代理人を指定するとき】

請求者が代理人を指定するときは、「代理人への委任事項」について、次に従って該当する数字を○で囲んでください。

- ① 「機構への書類及び機構から書類の送付、問い合わせ等に関する件」についてのみ、代理人に委任する場合は、「1」を○で囲んでください。
- ② 「特定C型肝炎ウイルス感染者に対する給付金の受取に関する件」についてのみ、代理人に委任する場合は、「2」を○で囲んでください。
- ③ ①と②のいずれも代理人に委任する場合は、「1」と「2」の両方を○で囲んでください。

### 【「書類発送に関する事項」についての注意】

簡易書留での郵送の場合、ご不在時に郵便局で保管することになりますが、保管期限までに連絡がない場合、お受け取りになれなくなりますのでご注意ください。

### 【指定金融機関について】

口座名義は原則として感染者本人又は相続人本人の名義としてください。

### 【最下部の氏名欄について】

請求者氏名を記載してください。代理人を指定した場合は、請求者氏名を記載するとともに、代理人氏名も記載してください。また、請求者が未成年の場合は、親権者等氏名を記載してください。直筆による署名又は押印は必要ありません。